

別 紙

目 次

## 第 1 定義関係

## 第 2 法人税法関係

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 通則

第 2 条((定義) 関係)

#### 第 2 節 事業年度等

第 14 条((事業年度の特例) 関係)

## 第 2 章 各事業年度の所得に対する法人税

### 第 1 節 益金の額の計算

第 23 条((受取配当等の益金不算入) 関係)

第 23 条の 2 ((外国子会社から受ける配当等の益金不算入) 関係)

### 第 2 節 損金の額の計算

第 37 条((寄附金の損金不算入) 関係)

第 41 条((法人税額から控除する外国税額の損金不算入) 関係)

第 52 条((貸倒引当金) 関係)

第 57 条((欠損金の繰越し) 関係)

### 第 3 節 利益の額又は損失の額の計算

第 61 条の 2 ((有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入) 関係)

### 第 4 節 収益及び費用の帰属事業年度の特例

第 63 条((リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度) 関係)

### 第 5 節 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第 64 条の 5 ((損益通算) 関係)

第 64 条の 6 ((損益通算の対象となる欠損金額の特例) 関係)

第 64 条の 7 ((欠損金の通算) 関係)

第 64 条の 9 ((通算承認) 関係)

第 64 条の 10 ((通算制度の取りやめ等) 関係)

第 64 条の 11 ((通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益) 関係)

第 64 条の 12 ((通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益) 関係)

第 64 条の 13 ((通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益) 関係)

第 64 条の 14 ((特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入) 関係)

## 第 3 章 税額の計算

### 第 1 節 税率

第 66 条((各事業年度の所得に対する法人税の税率) 関係)

### 第 2 節 税額控除

第 69 条 ((外国税額の控除) 関係

#### 第 4 章 申告、納付及び還付等

第 75 条 ((確定申告書の提出期限の延長) 関係

第 75 条の 2 ((確定申告書の提出期限の延長の特例) 関係

#### 第 5 章 雑則

第 152 条 ((連帯納付の責任) 関係

### 第 3 租税特別措置法関係

#### 第 1 章 特別税額控除及び減価償却の特例

第 42 条の 4 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

第 42 条の 11 の 3 ((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

第 43 条の 3 ((被災代替資産等の特別償却) 関係

#### 第 2 章 資産の譲渡の場合の課税の特例

第 65 条の 6 ((資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係

#### 第 4 共通事項関係

## 第 1 定義関係

### (用語の意義)

1-1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 2年改正法 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）をいう。
- (2) 2年改正令 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）をいう。
- (3) 2年改正省令 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）をいう。
- (4) 法 2年改正法第3条（法人税法の一部改正）の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）をいう。
- (5) 令 2年改正令第1条（法人税法施行令の一部改正）の規定による改正後の法人税法施行令（昭和40年政令第97号）をいう。
- (6) 規則 2年改正省令第1条（法人税法施行規則の一部改正）の規定による改正後の法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）をいう。
- (7) 基本通達 昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」をいう。
- (8) 措置法 2年改正法第16条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）をいう。
- (9) 措置法令 2年改正令第3条（租税特別措置法施行令の一部改正）の規定による改正後の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）をいう。
- (10) 措置法規則 2年改正省令第3条（租税特別措置法施行規則の一部改正）の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）をいう。
- (11) 措置法通達 昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」をいう。
- (12) 震災特例法 2年改正法第23条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）をいう。
- (13) 震災特例法令 2年改正令第4条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）をいう。
- (14) 震災特例法規則 2年改正省令第4条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）をいう。
- (15) 震災特例法通達 平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）をいう。
- (16) 通則法 2年改正法第13条（国税通則法の一部改正）の規定による改正後の国税通則法（昭和37年法律第66号）をいう。
- (17) 通則法令 2年改正令第9条（国税通則法施行令の一部改正）の規定による改正後の国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）をいう。

- (18) 通算税効果額 法第 26 条第 4 項(還付金等の益金不算入)に規定する通算税効果額をいう。
- (19) 通算承認 法第 64 条の 9 第 1 項(通算承認)の規定による承認をいう。
- (20) 申請特例年度 法第 64 条の 9 第 9 項に規定する申請特例年度をいう。
- (21) 通算開始直前事業年度 法第 64 条の 11 第 1 項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する通算開始直前事業年度をいう。
- (22) 通算終了事由 令第 119 条の 3 第 5 項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する通算終了事由をいう。
- (23) 通算グループ 通算親法人及び当該通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。

## 第2 法人税法関係

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

##### 第2条(定義)関係

###### (通算親法人及び通算子法人の意義)

2-1 法第2条第12号の6の7(定義)に規定する「通算親法人」及び同条第12号の7に規定する「通算子法人」とは、法第64条の9第4項(通算承認)の規定により通算承認の処分を受け、又は同項若しくは同条第5項、第9項、第11項若しくは第12項の規定により通算承認があったものとみなされるとともに、同条第6項及び第10項から第12項までの規定により通算承認の効力が生じている法人をいうことに留意する。

###### (他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算)

2-2 通算法人が、当該通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと又は他の通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと(以下2-2において「修正の事実」という。)による当該通算法人の修正申告若しくは更正又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額の授受をすることとしている場合には、当該通算法人又は他の通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する事業年度ではなく当該通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度に係る令第9条第1号へ(利益積立金額)に掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算するのであるが、他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けたこと(法第64条の5第5項(損益通算)の規定又は法第64条の7第4項から第7項まで(欠損金の通算)の規定などのいわゆる遮断措置が適用されるものに限る。)による当該他の通算法人の修正申告又は更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額を授受するときは、当該通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する当該通算法人の事業年度に係る同号へに掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算することができる。

#### 第2節 事業年度等

##### 第14条(事業年度の特例)関係

###### (通算子法人に更生手続開始決定があった場合の事業年度)

2-3 更生手続開始の決定を受けた更生会社の事業年度は、会社更生法第232条第2項(法人税法

等の特例)の規定により、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時(その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日)に終了するのであるが、通算子法人が更生手続開始の決定を受けた場合であっても、当該通算子法人が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度を通じて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるときは、当該通算子法人の事業年度は、法第14条第3項(事業年度の特例)の規定により当該通算親法人の事業年度と同じ期間となることに留意する。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第148条の2第2項(法人税法等の特例)又は第321条の2第2項(法人税法等の特例)の更生協同組織金融機関又は更生会社の事業年度についても、同様とする。

#### (完全支配関係法人がある場合の加入時期の特例の適用)

2-4 内国法人と他の内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係(法第64条の9第1項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。以下2-11を除き同じ。)がある場合において、当該内国法人が法第14条第8項第1号(事業年度の特例)の規定の適用を受けるときは、当該他の内国法人も同号の規定の適用を受けるのであるから留意する。

#### (通算法人が他の通算グループに加入する場合の加入時期の特例の適用)

2-5 通算親法人の発行済株式又は出資の全部が他の通算グループ(他の通算親法人及び当該他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。以下2-53までにおいて同じ。)に属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算親法人及びその通算子法人が当該他の通算グループに属する通算法人との間に当該他の通算グループに属する通算法人による完全支配関係を有することとなった場合における当該通算親法人及び当該通算子法人は、法第14条第8項(事業年度の特例)の規定の適用を受けることができることに留意する。

(注) 当該通算親法人及び当該通算子法人が同項第1号の規定の適用を受けられる場合における当該通算親法人及び当該通算子法人の事業年度は、当該通算親法人にあっては同条第2項の規定により、当該通算子法人にあっては同条第4項第2号の規定により、それぞれ当該完全支配関係を有することとなった日の前日に終了するのであるから留意する。

## 第2章 各事業年度の所得に対する法人税

### 第1節 益金の額の計算

#### 第23条(受取配当等の益金不算入)関係

#### (通算法人に係る償還差損の額の計算)

2-6 法人の当該事業年度における令第19条第2項(関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額)に規定する支払利子等の額(以下2-6において「支払利子等の額」という。)のうち同項に規定する「第136条の2第1項(金銭債務の償還差損益)に規定する満たない部

分の金額」(以下2-6において「償還差損の額」という。)がある場合で、当該償還差損の額に係る金銭債権の一部を令第19条第4項の他の通算法人が有しているとき及び当該事業年度のうち一部の期間について当該他の通算法人が当該償還差損の額に係る金銭債権を有しているときの当該償還差損の額に係る同項の規定により支払利子等の額から除かれる当該他の通算法人に対するものの額は、令第136条の2第1項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額のうち当該他の通算法人が当該事業年度の期間内において有していた金銭債権の額及びその有していた期間に対応する額として計算した金額によるものとする。

## 第23条の2(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)関係

(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)

2-7 令第22条の4第1項(外国子会社の要件等)の剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続しているかどうかを判定する場合において、同項第1号の通算法人である内国法人と同号の他の通算法人との間に当該剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月の期間(以下2-8において「株式保有期間」という。)、通算完全支配関係が継続していたかどうかは問わないことに留意する。

(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)

2-8 通算法人に係る法第23条の2第1項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)に規定する外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約の二重課税排除条項(令第22条の4第7項(外国子会社の要件等))に規定する「二重課税排除条項」をいう。以下2-8において同じ。)により当該外国法人の法第23条の2第1項に規定する発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に係る保有割合が軽減されている相手国の外国法人である場合には、当該通算法人及び他の通算法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の数又は金額を合計した数又は金額の保有割合が25%未満であっても、当該通算法人が当該租税条約の二重課税排除条項に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて保有するときは、当該通算法人については同項の規定の適用があることに留意する。

## 第2節 損金の額の計算

### 第37条(寄附金の損金不算入)関係

(優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額)

2-9 優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2章(優先出資の発行))の規定に基づき発行される有価証券をいう。)を発行する同法第2条第1項(定義)に規定する協同組織金融機関に係る法第37条第1項及び第4項(寄附金の損金不算入)に規定する「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」については、当該協同組織金融機関の出資金の額によるのではなく、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条(資本金及び資本準備金)の

規定による資本金の額及び資本準備金の額の合計額によるのであるから留意する。

#### 第 41 条(法人税額から控除する外国税額の損金不算入) 関係

(通算法人が外国法人税の一部につき控除申告をした場合の取扱い)

2-10 通算法人又は法第41条第2項(法人税額から控除する外国税額の損金不算入)の他の通算法人が、当該事業年度において納付する外国法人税の額(法第69条第1項(外国税額の控除))に規定する控除対象外国法人税の額に限る。以下2-10において同じ。)の一部につき同条の規定の適用を受ける場合であっても、法第41条第2項の規定により、全ての通算法人が当該事業年度において納付する外国法人税の額の全部が損金の額に算入されないことに留意する。

#### 第 52 条(貸倒引当金) 関係

(売掛金、貸付金に準ずる債権)

2-11 法第52条第2項(貸倒引当金)に規定する「その他これらに準ずる金銭債権」には、基本通達11-2-16(売掛金、貸付金に準ずる債権)に掲げるもののほか、通算税効果額に係る未収金(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人に対して有するものを除く。)が含まれる。

#### 第 57 条(欠損金の繰越し) 関係

(共同事業に係る要件の判定)

2-12 法第57条第8項(欠損金の繰越し)に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定(以下2-14において「共同事業に係る要件の判定」という。)に当たっては、基本通達1-4-4(従業者の範囲)から1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。

(最後に支配関係を有することとなった日の意義)

2-13 法第57条第8項(欠損金の繰越し)に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」とは、通算親法人と通算法人との間において、同項の「通算承認の効力が生じた日」の直前まで継続して支配関係がある場合のその支配関係を有することとなった日をいうことに留意する。

令第112条の2第3項第2号(通算完全支配関係に準ずる関係等)、同条第5項において準用する令第112条第7項(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)及び令第113条第13項(引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例)において準用する同条第8項第1号に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」についても、同様とする。

(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)

2-14 令第112条の2第4項第1号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する「いずれかの主要な事業」とは、例えば、完全支配関係グループ(通算グループに属する通算法人との間に



同条第3項各号の支配関係のいずれもない法人及び当該法人との間に当該法人による完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。)が当該通算グループに加入する場合にあっては、当該完全支配関係グループに属するいずれかの法人にとって主要な事業ではなく、当該完全支配関係グループにとって主要な事業であることをいうのであり、当該完全支配関係グループにとって主要な事業が複数ある場合の共同事業に係る要件の判定に当たっては、そのいずれかの事業を同条第4項第1号に規定する通算前事業として同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。

#### (新たな事業の開始の意義)

2-15 法第57条第8項(欠損金の繰越し)に規定する「新たな事業を開始した」とは、同項の通算法人が当該通算法人において既に行っている事業とは異なる事業を開始したことをいうのであるから、例えば、既に行っている事業において次のような事実があっただけではこれに該当しない。

- (1) 新たな製品を開発したこと
- (2) その事業地域を拡大したこと

#### (新設法人であるかどうかの判定の時期)

2-16 通算法人が法第57条第11項第3号括弧書(欠損金の繰越し)に規定する「当該内国法人が通算法人である場合において……事業年度でないときにおける当該内国法人」に該当するかどうかの判定(以下2-16において「新設法人判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同条第1項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下2-16において「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況によるのであるが、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度の新設法人判定についても、同様とする。

### 第3節 利益の額又は損失の額の計算

#### 第61条の2(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)関係

##### (通算子法人の通算離脱の時価評価と通算子法人株式の投資簿価修正の順序)

2-17 令第119条の3第5項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用の対象となる株式を発行した他の通算法人が法第64条の13第1項(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用を受ける場合には、同項の規定が適用されたことに基因して令第131条の18第2項(時価評価資産に関する他の規定の不適用等)の規定等により増額又は減額がされた後の当該他の通算法人の資産及び負債(新株予約権に係る義務を含む。)の帳簿価額を基礎として当該株式の一単位当たりの帳簿価額の計算を行うのであるから留意する。

(2以上の通算法人が通算子法人株式を有する場合の投資簿価修正の順序)

2-18 通算終了事由が生じたことに伴い2以上の通算法人がその有する令第119条の3第5項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する他の通算法人の株式につき同項の規定により一単位当たりの帳簿価額の計算を行うこととなる場合には、これらの通算法人のうち、通算親法人から連鎖する資本関係が最も下位であるものについてこれを行い、順次、その上位のものについてこれを行うことに留意する。

#### 第4節 収益及び費用の帰属事業年度の特例

##### 第63条(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)関係

(通算制度の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)

2-19 令第127条第1項(通算制度の開始等に伴うリース譲渡に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用)に規定する繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定については、2-32(2)(譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等)の取扱いを準用する。

##### 第5節 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

##### 第64条の5(損益通算)関係

(通算グループから中途離脱した通算法人についての損益通算の適用)

2-20 法第64条の5第1項(損益通算)に規定する所得事業年度及び同条第3項に規定する欠損事業年度は、通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られるのであるから、当該通算親法人の事業年度の中途において当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったことにより通算承認の効力を失った通算法人のその有しなくなった日の前日に終了する事業年度については、これらの規定の適用はないことに留意する。

(期限内申告書を提出しなかった法人に係る損益通算の取扱い)

2-21 法第64条の5第5項(損益通算)に規定する「第74条第1項(確定申告)の規定による申告書」とは、期限内申告書をいい、期限後申告書は含まれないのであるから、通算法人のうち期限内申告書を提出しなかったものに係る法第64条の5第1項に規定する通算前所得金額及び同条第3項に規定する通算前欠損金額は零となり、同条第1項又は第3項の規定により当該通算法人の損金の額又は益金の額に算入される金額は、同条第8項の規定が適用される場合を除き、ないこととなることに留意する。

##### 第64条の6(損益通算の対象となる欠損金額の特例)関係

#### (特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用)

2-22 法第64条の6(損益通算の対象となる欠損金額の特例)の規定の適用に当たっては、基本通達12の2-2-3(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)、12の2-2-4(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)及び12の2-2-6(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)の取扱いを準用する。

#### (共同事業に係る要件の判定)

2-23 法第64条の6第1項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっては、基本通達1-4-4(従業者の範囲)から1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。

#### (最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用)

2-24 次に掲げる用語の意義については、それぞれ次に掲げる通達の取扱いを準用する。

- (1) 法第64条の6第1項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)並びに令第131条の8第1項第2号イ及びロ(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」2-13(最後に支配関係を有することとなった日の意義)
- (2) 同条第2項において準用する令第112条の2第4項第1号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する「いずれかの主要な事業」2-14(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)

#### (償却費として損金経理をした金額の意義)

2-25 令第131条の8第6項第2号(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、基本通達7-5-1(償却費として損金経理をした金額の意義)又は7-5-2(申告調整による償却費の損金算入)の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。

### 第64条の7(欠損金の通算)関係

#### (特定欠損金額の損金算入の順序及び損金算入額の上限)

2-26 一の事業年度において生じた法第64条の7第1項第2号イ(欠損金の通算)に規定する欠損金額(以下2-26において「欠損金額」という。)のうち特定欠損金額(同条第2項に規定する特定欠損金額をいい、同条第3項の規定により当該特定欠損金額とみなされた金額を含む。以下2-26において「特定欠損金額」という。)が含まれる場合における同条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 欠損金額の一部のみが特定欠損金額である場合には、当該特定欠損金額に相当する金額から損金算入を行う。
- (2) 同項第1号に規定する適用事業年度において損金算入できる特定欠損金額の上限は、たとえ当該通算法人が法第57条第11項第1号(欠損金の繰越し)に規定する中小法人等以外の法人に該当する場合であっても、同条第1項ただし書に規定する損金算入限度額に達するまでの金

額ではなく、法第 64 条の 7 第 1 項第 3 号イに規定する欠損控除前所得金額に達するまでの金額を基礎として計算した金額となる。

## 第 64 条の 9 (通算承認) 関係

### (通算グループの完全支配関係の判定における従業員持株会等に係る株式の保有割合の意義)

2-27 通算子法人の発行済株式のうち法令第131条の11第2項(通算法人の範囲)の規定により読み替えられた法令第4条の2第2項各号(支配関係及び完全支配関係)に掲げる株式がある場合の完全支配関係の判定は、法令第131条の11第2項の規定により読み替えられた法令第4条の2第2項に規定する「割合」が5%未満かどうかにより行うのであるから、例えば、通算子法人に係る当該割合が5%未満である状態が継続していたものが5%以上となったときには、当該通算子法人はその時において通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しないこととなることに留意する。

### (通算承認の却下事由に該当するものの例示)

2-28 法第 64 条の 9 第 3 項第 2 号(通算承認)に規定する「その申請を行つている法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること」には、例えば、法第 64 条の 10 第 1 項(通算制度の取りやめ等)の承認を受け、法第 127 条第 2 項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受け、又は法第 128 条(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をした内国法人につき、法第 64 条の 9 第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する各期間を経過していない場合において、当該内国法人がその申請を行つている法人に含まれていることがこれに該当する。

### (最初通算事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認)

2-29 法第64条の9第2項(通算承認)に規定する他の内国法人が、既に同項の規定により通算承認の申請を行った同条第1項に規定する親法人との間に、当該申請の時から当該親法人の最初通算事業年度(法第2編第1章第1節第11款第1目(損益通算及び欠損金の通算)の規定の適用を受けようとする最初の事業年度をいう。以下2-37までにおいて同じ。)開始の時までの間に、新たに当該親法人による完全支配関係を有することとなった場合において、当該親法人に対して通算承認の処分があったときは、同条第4項の規定により、当該他の内国法人についても通算承認があったものとみなすことに留意する。

### (設立事業年度等の承認申請特例の不適用)

2-30 法第64条の9第1項(通算承認)に規定する親法人の事業年度の期間が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事業年度については、同条第7項の規定の適用はないことに留意する。

- (1) 当該親法人の設立事業年度(同項に規定する設立事業年度をいう。以下2-30において同じ。)の期間が2月を超えない場合(2)に該当する場合を除く。) 設立事業年度
- (2) 当該親法人の設立事業年度開始の日から当該設立事業年度の翌事業年度終了の日までの期間が2月を超えない場合 設立事業年度及びその翌事業年度

**(時価評価資産等の判定における資本金等の額)**

2-31 法人が法第 64 条の 9 第 10 項第 1 号(通算承認)の「時価評価資産その他の政令で定めるもの」を有するかどうかを判定する場合における令第 131 条の 15 第 1 項第 5 号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する「資本金等の額」は、申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。

法第 64 条の 9 第 12 項第 1 号の「時価評価資産その他の政令で定めるもの」を有するかどうかを判定する場合における令第 131 条の 16 第 1 項第 3 号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する「資本金等の額」については、完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。

**(譲渡損益調整額等が 1,000 万円以上であるかどうかの判定単位等)**

2-32 令第 131 条の 13 第 1 項(時価評価資産等の範囲)の規定の適用上、次に掲げる金額が 1,000 万円以上であるかどうかの判定に当たっては、それぞれ次のことに留意する。

(1) 同項第 2 号の譲渡損益調整額(以下 2-32 において「譲渡損益調整額」という。)その譲渡損益調整額の対象となる譲渡した資産のそれぞれの譲渡損益調整額ごとに判定する。

(2) 同項第 3 号の繰延長期割賦損益額(以下 2-32 において「繰延長期割賦損益額」という。)

法第 63 条第 1 項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定するリース譲渡(以下 2-32 において「リース譲渡」という。)に係る契約ごとの繰延長期割賦損益額により判定する。

(3) 令第 131 条の 13 第 1 項第 4 号に規定する特別勘定の金額 その特別勘定の対象となる譲渡した資産又は取得した株式のそれぞれの特別勘定の金額ごとに判定する。

同条第 2 項又は第 3 項の規定による(1)から(3)までに掲げる金額がそれぞれ 1,000 万円に満たないかどうかの判定に当たっても、同様とする。

(註) (2)の判定を行う場合において、法人が、リース譲渡につき基本通達 2-4-5(延払基準の計算単位)の取扱いにより合理的な区分ごと一括して延払基準を適用しているときは、その契約の属する区分の差益率を基として当該契約に係る繰延長期割賦損益額を計算している限り、これを認める。

**(通算法人が株式移転により他の通算グループに属することとなる場合の申請特例年度の直前事業年度における時価評価法人の判定)**

2-33 株式移転により設立された法人が、通算グループに属する通算親法人の発行済株式の全部を当該株式移転により取得をして保有した上で、法第 64 条の 9 第 7 項(通算承認)の規定の適用を受けて通算承認の申請を行う場合における当該通算グループに属する通算親法人及び通算子法人は、当該株式移転により設立された法人の申請特例年度開始の日の前日の属するそれぞれの事業年度終了の時に、それぞれ同条第 10 項第 1 号の「時価評価資産その他の政令で定めるもの」を有するかどうかにより同号の時価評価法人に該当するかどうかの判定を行う必要があることに留意する。

**(最初通算事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い)**

2-34 法第64条の9第4項(通算承認)の規定により通算承認があったものとみなされる同項に規定する他の内国法人は、当該他の内国法人に係る同条第1項に規定する親法人の最初通算事業年度の開始の時に当該親法人との間に完全支配関係がある法人に限られるのであるから、例えば、当該最初通算事業年度の開始の日に2-33(通算法人が株式移転により他の通算グループに属することとなる場合の申請特例年度の直前事業年度における時価評価法人の判定)の場合に該当することとなった当該通算グループに属する当該通算親法人及び当該通算子法人はこれに該当するが、当該最初通算事業年度の開始の日に当該親法人によって設立された法人のように当該開始の日において当該親法人との間に完全支配関係を有することとなった法人はこれに該当せず、同条第11項の規定の適用があることに留意する。

**第64条の10(通算制度の取りやめ等)関係**

**(通算制度の取りやめの承認事由)**

2-35 法第64条の10第1項(通算制度の取りやめ等)に規定する「やむを得ない事情があるとき」とは、例えば、通算制度の適用を継続することにより事務負担が著しく過重になると認められる場合をいうのであるから、単に税負担が軽減されることのみを理由として通算制度を適用しないこととする場合は、これに該当しないことに留意する。

**(通算完全支配関係を有しなくなる事実)**

2-36 法第64条の10第6項第6号(通算制度の取りやめ等)に規定する「通算完全支配関係を有しなくなったこと」には、例えば、次に掲げる事実がこれに該当する。

- (1) 通算子法人の発行済株式又は出資(以下2-39までにおいて「発行済株式等」という。)の全部又は一部が当該通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったこと
- (2) 通算子法人の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有する他の通算子法人(以下2-39までにおいて「株式等保有通算子法人」という。)に次に掲げる事実が生じたことに基因して通算完全支配関係を有しなくなったこと
  - イ 株式等保有通算子法人の発行済株式等の全部又は一部が当該株式等保有通算子法人との間に通算完全支配関係がない者に保有されることとなったこと
  - ロ 破産手続開始の決定による解散
  - ハ 合併による解散(当該株式等保有通算子法人との間に通算完全支配関係がある通算法人との合併による解散を除く。)
  - ニ 法第127条第2項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたことにより通算承認の効力を失ったこと
  - ホ 令第131条の11第2項(通算法人の範囲)の規定により読み替えられた令第4条の2第2項(支配関係及び完全支配関係)に規定する「割合」が5%以上となったこと
- (3) 通算親法人に(2)ニに掲げる事実が生じたこと

**(最初通算事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の通算制度の適用制限)**

2-37 法第64条の9第2項(通算承認)に規定する他の内国法人が、既に通算承認を受けた同条第1項に規定する親法人(以下2-37において「親法人」という。)について当該通算承認の効力が生ずる前に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有しなくなったことは、法第64条の10第6項第6号(通算制度の取りやめ等)に掲げる事実には該当しないのであるから、当該他の内国法人は令第131条の11第3項第1号(通算法人の範囲)に掲げる法人に該当しないことに留意する。

(四) 法第64条の9第10項第2号及び第12項第2号に規定する「前号に掲げる法人以外の法人」が通算子法人となった場合は、たとえ同条第7項の規定の適用を受けて親法人の最初通算事業年度の終了の日までの間に当該親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなったとき(株式等保有通算子法人が破産手続開始の決定による解散に基因して当該親法人による通算完全支配関係を有しなくなった場合を除く。)であっても、当該「前号に掲げる法人以外の法人」は令第131条の11第3項第1号に掲げる法人に該当することに留意する。

**(通算承認の失効後5年経過前に通算子法人となる法人)**

2-38 2-39(2)(通算制度の再申請)に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った法人は、同通達の(2)に掲げる期間(以下2-38において「適用制限期間」という。)を経過していない場合には当該通算承認の効力を失う直前における当該通算承認の効力を失った法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人(以下2-38において「直前保有法人」という。)の通算子法人となることができないのであるが、当該適用制限期間中であっても直前保有法人以外の通算親法人(以下2-38において「他の通算親法人」という。)との間に完全支配関係を有することとなった場合には、当該他の通算親法人の通算子法人となるのであるから留意する。

**(通算制度の再申請)**

2-39 法人が、次に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った後に、再度、通算承認を受けるために通算承認の申請を行う場合には、当該申請時において、それぞれ次に掲げる期間を経過している必要があることに留意する。

(1) 法第64条の10第1項(通算制度の取りやめ等)の承認を受けたこと 当該承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間

(2) 同条第6項第6号に掲げる事実があったこと(株式等保有通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して当該事実が生じた場合を除く。) 当該通算承認の効力を失った日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間

(3) 法第127条第2項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたこと 当該通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間

(四) (2)に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った法人が当該通算承認の効力を失う直前における当該通算承認の効力を失った法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人以外の法第64条の9第1項(通算承認)に規定する親法人と通算承認を受けるために通算

承認の申請を行う場合は、この限りでない。

## 第 64 条の 11 (通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益) 関係

### (通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義)

2-40 法第 64 条の 11 (通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益) の規定の適用に当たっては、次による。

(1) 同条第 1 項に規定する時価評価資産 (以下 2-46 までにおいて「時価評価資産」という。) の「その時の価額」は、当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額によるのであるが、次に掲げる資産について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる方法その他合理的な方法により当該資産のその時の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認める。

#### イ 減価償却資産

(イ) 令第 13 条第 1 号から第 7 号まで (減価償却資産の範囲) に掲げる減価償却資産 基本通達 9-1-19 (減価償却資産の時価) に定める方法により計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法

(ロ) 同条第 8 号及び第 9 号に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産の取得価額を基礎としてその取得の時から通算開始直前事業年度終了の時まで旧定額法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該減価償却資産の価額とする方法

ロ 土地 当該土地につきその近傍類地の売買実例を基礎として合理的に算定した価額又は当該土地につきその近傍類地の公示価格等 (地価公示法第 8 条 (不動産鑑定士の土地についての鑑定評価の準則) に規定する公示価格又は国土利用計画法施行令第 9 条第 1 項 (基準地の標準価格) に規定する標準価格をいう。) から合理的に算定した価額をもって当該土地の価額とする方法

ハ 有価証券 基本通達 9-1-8 (市場有価証券等の価額)、9-1-13 (市場有価証券等以外の株式の価額)、9-1-14 (市場有価証券等以外の株式の価額の特例) 又は 9-1-15 (企業支配株式等の時価) に定める方法に準じた方法によって算定した価額をもって当該有価証券の価額とする方法

#### ニ 金銭債権

(イ) その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権 当該金銭債権の額から当該金銭債権につき法第 52 条第 1 項 (貸倒引当金) の規定を適用した場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額を控除した金額をもって当該金銭債権の価額とする方法

(ロ) (イ) 以外の金銭債権 当該金銭債権の帳簿価額をもって当該金銭債権の価額とする方法

#### ホ 繰延資産

(イ) 令第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで (繰延資産の範囲) に掲げる繰延資産 当該繰延資産の帳簿価額をもって当該繰延資産の価額とする方法

(ロ) 同項第 6 号に掲げる繰延資産 当該繰延資産の額を基礎としてその支出の時から通算



開始直前事業年度終了の時まで令第 64 条第 1 項第 2 号(繰延資産の償却限度額)の規定により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額をもって当該繰延資産の価額とする方法

(注) この場合における償却期間は、基本通達 8-2-1(効果の及ぶ期間の測定)から 8-2-5(公共下水道に係る受益者負担金の償却期間の特例)までに定める償却期間による。

- (2) 法第 64 条の 11 第 2 項に規定する株式又は出資の「その時の価額」は、当該株式又は出資がその時において譲渡されるときに通常付される価額によるのであるが、当該株式又は出資について、(1)ハに掲げる方法その他合理的な方法によりその時の価額を算定しているときは、課税上弊害がない限り、これを認める。

#### (最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)

2-41 法人が、当該法人に係る法第 64 条の 9 第 1 項(通算承認)に規定する親法人の最初通算事業年度(通算承認の効力が生ずる日以後最初に終了する事業年度をいう。以下 2-53 までにおいて同じ。)(当該法人が同条第 10 項第 1 号の規定の適用を受ける法人である場合には、当該親法人の最初通算事業年度の翌事業年度)において、法第 64 条の 10 第 6 項(通算制度の取りやめ等)の規定により通算承認の効力を失ったため通算法人でなくなった場合であっても、法第 64 条の 11 第 1 項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定によりその通算開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産について益金の額に算入した評価益の額又は損金の額に算入した評価損の額は、当該通算開始直前事業年度又はその後の各事業年度のいずれにおいても修正は行わないことに留意する。

(注) 法第 61 条の 11 第 1 項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の譲渡利益額若しくは譲渡損失額、法第 63 条第 4 項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の収益の額及び費用の額又は次に掲げる規定により益金の額に算入される特別勘定の金額についても、同様とする。

- 1 措置法第 64 条の 2 第 11 項(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)
- 2 措置法第 65 条第 3 項(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)において準用される措置法第 64 条の 2 第 11 項
- 3 措置法第 65 条の 8 第 11 項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)
- 4 措置法第 66 条の 13 第 8 項(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例)

#### (時価評価法人の時価評価すべき資産—通算制度の開始)

2-42 法第 64 条の 9 第 2 項(通算承認)に規定する他の内国法人が申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時において、時価評価資産を有しないが令第 131 条の 13 第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号(時価評価資産等の範囲)に掲げるものを有する場合には、当該申請特例年度終了の時において当該他の内国法人の有する時価評価資産につき法第 64 条の 11 第 1 項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用があることに留意する。

(四) 関連法人（法第 64 条の 9 第 10 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人をいい、同号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。）が申請特例年度終了の時ににおいて時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第 64 条の 11 第 1 項の規定の適用はない。

#### （時価評価資産から除かれる資産の範囲）

2-43 令第 131 条の 15 第 1 項第 1 号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用上、同号ハに掲げる規定の適用を受けた減価償却資産には、基本通達 10-3-3 の後段（工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等）の取扱いにより圧縮記帳をした減価償却資産が含まれる。

#### （一括償却資産に係る時価評価益の計算）

2-44 法人の有する資産が令第 131 条の 15 第 1 項第 4 号又は第 5 号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に掲げる資産に該当するかどうかを判定する場合には、当該資産が令第 133 条の 2 第 1 項（一括償却資産の損金算入）の規定の適用を受けているものであるときであっても、当該資産を令第 131 条の 15 第 1 項第 4 号に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産ごとに判定することに留意する。

(四) この場合において、同号及び同項第 5 号に規定する帳簿価額は零として、同項第 4 号に規定する 1,000 万円に満たないかどうかの判定及び同項第 5 号に規定する資本金等の額の 2 分の 1 に相当する金額又は 1,000 万円のいずれか少ない金額に満たないかどうかの判定を行うこととなる。

#### （時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額）

2-45 法人が時価評価資産を有するかどうかを判定する場合における令第 131 条の 15 第 1 項第 5 号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する「資本金等の額」は、通算開始直前事業年度終了の時の資本金等の額となることに留意する。

#### （株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益）

2-46 法第 64 条の 11 第 2 項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する株式等保有法人（以下 2-46 において「株式等保有法人」という。）については、次に掲げる場合に該当する場合であっても、同項の規定の適用があることに留意する。

- (1) 同項に規定する内国法人が、その通算開始直前事業年度終了の時ににおいて時価評価資産を有していない場合
- (2) 当該株式等保有法人が、当該内国法人の通算開始直前事業年度終了の時ににおいて、同条第 1 項各号に掲げる法人に該当する場合又は時価評価資産を有していない場合

#### 第 64 条の 12（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）関係

#### （通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益に係る取扱いの準用）

2-47 法第 64 条の 12 ((通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)) の規定の適用に当たっては、2-40((通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義)、2-41((最初通算事業年度に離脱した法人の時価評価損益等)) 及び 2-43((時価評価資産から除かれる資産の範囲)) から 2-45((時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額)) までの取扱いを準用する。

**(支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定)**

2-48 法第 64 条の 12 第 1 項第 3 号イ及びロ ((通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)) に掲げる要件に該当するかどうかの判定に当たっては、同号イに規定する「従業者」については基本通達 1-4-4 ((従業者の範囲)) の取扱いを、同号ロに規定する「主要な事業」については基本通達 1-4-5 ((主要な事業の判定)) の取扱いを、それぞれ準用する。

**(共同事業に係る要件の判定)**

2-49 法第 64 条の 12 第 1 項第 4 号 ((通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)) に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定 (以下 2-50 において「共同事業に係る要件の判定」という。) に当たっては、基本通達 1-4-4 ((従業者の範囲)) から 1-4-7 ((特定役員の範囲)) までの取扱いを準用する。

**(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)**

2-50 完全支配関係グループ (法人 (通算グループに属する通算親法人との間に当該通算親法人による支配関係があるものを除く。以下 2-50 において同じ。) 及び当該法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人によって構成されたグループをいう。) が当該通算グループに加入する場合における令第 131 条の 16 第 4 項第 1 号 ((通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)) に規定する「いずれかの主要な事業」とは、当該完全支配関係グループに属するいずれかの法人にとって主要な事業ではなく、当該完全支配関係グループにとって主要な事業であることをいうのであり、当該完全支配関係グループにとっての主要な事業が複数ある場合の共同事業に係る要件の判定に当たっては、そのいずれかの事業を同号に規定する子法人事業として同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。

**(通算制度への再加入時の時価評価の要否)**

2-51 法人が、法第 64 条の 10 第 5 項又は第 6 項 ((通算制度の取りやめ等)) の規定により通算承認の効力を失った後に、再度、当該通算承認に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった場合には、当該法人が当該通算承認の効力を失う前の通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度 (法第 64 条の 12 第 1 項 ((通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)) に規定する通算加入直前事業年度をいう。以下 2-52 において同じ。) において法第 64 条の 11 第 1 項 ((通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)) 又は法第 64 条の 12 第 1 項の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、同項の規定の適用があることに留意する。

**(時価評価法人の時価評価すべき資産—通算制度への加入)**

2-52 法人が法第 64 条の 9 第 12 項(通算承認)に規定する完全支配関係を有することとなった日の前日の属する事業年度終了の時に、法第 64 条の 12 第 1 項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する時価評価資産(以下 2-54 までにおいて「時価評価資産」という。)を有しないが令第 131 条の 13 第 3 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号(時価評価資産等の範囲)に掲げるものを有する場合には、通算加入直前事業年度終了の時に当該法人の有する時価評価資産につき法第 64 条の 12 第 1 項の規定の適用があることに留意する。

(ロ) 関連法人(法第 64 条の 9 第 12 項第 1 号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する同条第 2 項に規定する他の内国法人をいい、同号に規定する時価評価法人に該当する法人を除く。)が通算加入直前事業年度終了の時に時価評価資産を有するときであっても、当該時価評価資産については法第 64 条の 12 第 1 項の規定の適用はない。

#### (通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産に係る時価評価)

2-53 通算親法人の発行済株式又は出資の全部が他の通算グループに属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算親法人及びその通算子法人が当該他の通算グループに属する他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有することとなった場合における当該通算親法人及び当該通算子法人が当該通算完全支配関係を有することとなった日の前日に有する資産については、法第 64 条の 12 第 1 項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定及び法第 64 条の 13 第 1 項(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の規定のいずれもが適用されるのであり、この場合には同項の規定を先に適用することに留意する。

(ロ) 通算子法人の発行済株式又は出資の全部が当該他の通算グループに属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算子法人が当該他の通算グループに属する他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算完全支配関係を有することとなった場合の当該通算子法人及び当該通算子法人との間に当該通算子法人による完全支配関係がある通算法人が当該他の通算グループへの加入に係る最初通算事業年度開始の日の前日に有する資産についても、同様とする。

#### (株式等保有法人が有する子法人の株式等の時価評価損益)

2-54 法第 64 条の 12 第 2 項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する株式等保有法人(以下 2-54 において「株式等保有法人」という。)については、それぞれ次のことに留意する。

(1) 同項に規定する他の内国法人(以下 2-54 において「他の内国法人」という。)のその通算承認の効力が生じた日において既に通算承認を受けて通算法人となっている場合も、同項の規定の適用がある。

(2) 次に掲げる場合に該当する場合であっても、同項の規定の適用がある。

イ 他の内国法人が、その通算承認の効力が生じた日の前日において時価評価資産を有していない場合

ロ 当該株式等保有法人が、当該他の内国法人の通算承認の効力が生じた日の前日において、同条第 1 項各号に掲げる法人に該当する場合又は時価評価資産を有していない場合

(通算法人が他の通算グループに加入する場合の通算子法人株式の投資簿価修正と加入の時価評価の適用関係)

2-55 2-53(通算法人が他の通算グループに加入する場合の資産に係る時価評価)の場合における当該通算親法人及び当該通算子法人の株式を有する通算法人が有する当該通算子法人の株式に係る法第64条の12第2項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用に当たっては、同項に規定する「その時の帳簿価額」は、令第119条の3第5項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定による計算をした後の金額となるのであるから留意する。

#### 第64条の13(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)関係

(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益等に係る取扱いの準用)

2-56 法第64条の13(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用に当たっては、2-40(通算制度の開始に伴う時価評価資産等に係る時価の意義)及び2-43(時価評価資産から除かれる資産の範囲)から2-45(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額)まで並びに2-48(支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定)の取扱いを準用する。

(他の通算法人に株式等の譲渡等による損失が見込まれていることの意義)

2-57 法第64条の13第1項第2号(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)の「当該株式又は出資の譲渡……による損失の額として政令で定める金額が生ずることが見込まれていること」には、例えば、通算法人の株式又は出資が通算グループ外の第三者に譲渡されたことにより当該通算法人が当該通算グループから離脱する場合における同号の他の通算法人に当該株式又は出資の譲渡による損失が生ずることもこれに該当する。

#### 第64条の14(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)関係

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の取扱いの準用)

2-58 法第64条の14(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の規定の適用に当たっては、基本通達12の2-2-3(圧縮記帳を適用している資産に係る帳簿価額又は取得価額)、12の2-2-4(資産の評価損の損金算入の規定の適用がある場合の帳簿価額)及び12の2-2-6(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)の取扱いを準用する。

(共同事業に係る要件の判定)

2-59 法第64条の14第1項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっては、基本通達1-4-4(従業者の範囲)から1-4-7(特定役員の範囲)までの取扱いを準用する。

(最後に支配関係を有することとなった日の意義等に係る欠損金の繰越しの取扱いの準用)

2-60 次に掲げる用語の意義については、それぞれ次に掲げる通達の取扱いを準用する。

- (1) 法第 64 条の 14 第 1 項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)並びに令第 131 条の 19 第 1 項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)において準用する令第 131 条の 8 第 1 項第 2 号イ及びロ(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する「最後に支配関係を有することとなった日」 2-13(最後に支配関係を有することとなった日の意義)
- (2) 令第 131 条の 19 第 2 項において準用する令第 112 条の 2 第 4 項第 1 号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する「いずれかの主要な事業」 2-14(完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義)
- (3) 法第 64 条の 14 第 1 項に規定する「新たな事業を開始した」 2-15(新たな事業の開始の意義)

### 第 3 章 税額の計算

#### 第 1 節 税率

##### 第 66 条(各事業年度の所得に対する法人税の税率) 関係

(大通算法人であるかどうかの判定の時期)

2-61 法第 66 条第 6 項(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に規定する大通算法人に該当するかどうかの判定(以下 2-61 において「大通算法人判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下 2-61 において「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況によるのであるが、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度の大通算法人判定についても、同様とする。

(中小通算法人の年 800 万円以下の軽減対象所得金額の端数計算)

2-62 法第 66 条第 6 項(各事業年度の所得に対する法人税の税率)に規定する中小通算法人(以下 2-62 において「中小通算法人」という。)の次に掲げる金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合の当該端数の取扱いについては、それぞれ基本通達 16-4-1(法人の年 800 万円以下の所得金額の端数計算)の例による。

- (1) 同条第 7 項の規定を適用する場合における同項に規定する「800 万円に第 1 号に掲げる金額が第 2 号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」
- (2) それぞれ次に掲げる金額

イ 中小通算法人が通算子法人である場合において同条第 6 項の各事業年度終了の日が当該中小通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日でないときにおける同条第 7 項に規定する「800 万円を 12 で除し、これに当該中小通算法人の事業年度の月数を乗じて計算した金

額」

ロ 通算親法人の事業年度が1年に満たない場合における当該通算親法人及び他の通算法人に対して同条第11項の規定により読み替えて適用する同条第7項に規定する「800万円を12で除し、これに同項の中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額に第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」

(注) 当該中小通算法人及び他の中小通算法人の本文の取扱いを適用した後の(1)に掲げる金額の合計額が800万円を超える場合には、当該合計額が800万円を超えないこととなるまで、当該中小通算法人及び他の中小通算法人のうち切捨超過額(基本通達16-4-1のただし書の「当該切り捨てられる端数の金額」が「当該事業年度の所得金額について切り捨てられる金額」を超える場合の当該超える部分の金額をいう。)が最も少ないものから順次、同通達のただし書を適用しない。

当該中小通算法人及び他の中小通算法人の本文の取扱いを適用した後の(2)ロに掲げる金額の合計額が(2)ロの「800万円を12で除し、これに同項の中小通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じて計算した金額」を超える場合においても、同様とする。

## 第2節 税額控除

### 第69条(外国税額の控除)関係

(通算法人の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)

2-63 通算法人に係る基本通達16-3-12(「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦」)の取扱いの適用に当たっては、同通達の(注)1中「第142条第1項(控除限度額の計算)」とあるのは「第148条第2項第3号(通算法人に係る控除限度額の計算)」と読み替える。

(通算法人のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦)

2-64 通算法人に係る基本通達16-3-19の3(「その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算における共通費用の額の配賦」)の取扱いの適用に当たっては、同通達の(注)1中「第142条第1項(控除限度額の計算)」とあるのは「第148条第2項第3号(通算法人に係る控除限度額の計算)」と読み替える。

(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における投資簿価修正が行われた通算子法人株式の帳簿価額の取扱い)

2-65 令第142条の2第2項第1号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)及び規則第29条第1項第1号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)に規定する当該資産の譲渡の直前の帳簿価額は、当該資産の譲渡が令第119条の3第5項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の他の通算法人の株式の通算終了事由が生ずる基因となった譲渡に該当するとき

には、同項又は令第119条の4第1項(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)の規定により算出される金額にその譲渡をした株式の数を乗じた金額となることに留意する。

#### (欠損金額を有する通算法人等の調整前控除限度額)

2-66 令第148条第2項(通算法人に係る控除限度額の計算)に規定する「調整前控除限度額」とは、同項第1号の通算法人及び他の通算法人の法人税額の合計額に、同項第2号の当該通算法人及び他の通算法人の損益通算前所得金額(同条第3項の規定により計算した所得の金額をいう。)の合計額のうち当該通算法人の調整国外所得金額(同条第2項第3号に規定する調整国外所得金額をいう。以下2-66において同じ。)の占める割合を乗じて計算した金額をいうのであるから、例えば、欠損金額を有する通算法人であっても、調整国外所得金額がある場合には、調整前控除限度額の計算を行うことに留意する。

(注) マイナスの調整国外所得金額を有する通算法人であっても、本文の調整前控除限度額の計算を行う必要があり、この場合に算出される調整前控除限度額は、マイナスの金額となるのであるから留意する。

#### (進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等)

2-67 法第69条第17項又は第18項(外国税額の控除)の規定(以下2-67において「進行年度調整規定」という。)は、同条第17項に規定する通算法人(以下2-68までにおいて「通算法人」という。)の同項に規定する過去適用事業年度(以下2-68までにおいて「過去適用事業年度」という。)に係る期限内申告書に記載された同項に規定する税額控除額が誤っていたことが当該期限内申告書の法定申告期限後に判明した場合に適用があるのであるが、当該進行年度調整規定の適用に当たっては、それぞれ次のとおりとする。

(1) 当該判明した日(過去適用事業年度に係る修正申告書の提出又は更正が必要となる場合には、当該過去適用事業年度に係る修正申告書の提出又は更正が行われた日。(2)において同じ。)の属する当該通算法人の事業年度を同項に規定する対象事業年度(以下2-67において「対象事業年度」という。)として、当該進行年度調整規定を適用する。

(2) 当該判明した日が過去適用事業年度に係る期限内申告書の法定申告期限から5年(当該期限内申告書に係る修正申告書の提出又は更正が次に掲げる規定に基づき行われる場合には、それぞれ次に掲げる期間)を経過した日以後である場合には、当該進行年度調整規定の適用はない。

イ 通則法第70条第3項(国税の更正、決定等の期間制限)の規定 同項の更正の請求書の提出があった日から6月

ロ 同条第5項(第1号に係る部分に限る。)又は措置法第66条の4第27項(国外関連者との取引に係る課税の特例)(措置法第67条の18第13項(国外所得金額の計算の特例)において準用する場合を含む。)の規定 当該過去適用事業年度に係る期限内申告書の法定申告期限から7年

(注) (2)の取扱いは、法第69条第21項又は第22項の規定により同条第17項又は第18項の規定を準用する場合においても、同様とする。

#### (通算法人の過去適用事業年度に係る外国法人税額に増額等があった場合又は所得率等が異動し



## た場合の取扱い)

2-68 通算法人に係る法第69条第17項(同条第22項において準用する場合を含む。)(外国税額の控除)の規定の適用に当たっては、それぞれ次のことに留意する。

- (1) 基本通達16-3-26(外国法人税額に増額等があった場合)の取扱いの適用に当たっては、同通達中「及び第10項」とあるのは、「第10項及び第17項(同条第22項において準用する場合を含む。)」と読み替える。
  - (2) 基本通達16-3-30(所得率等が変動した場合の取扱い)の取扱いの適用に当たっては、同通達の本文中「第3項まで」とあるのは「第3項まで及び第17項(同条第22項において準用する場合を含む。)」と読み替える。
- 註 (2)の取扱いは、通算法人が過去適用事業年度につき法第69条第18項(同条第22項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合についても、同様とする。

## 第4章 申告、納付及び還付等

### 第75条(確定申告書の提出期限の延長)関係

#### (申請期限後に災害等が生じた場合等の申告書の提出期限の延長)

2-69 通算法人の事業年度終了の日から45日を経過した日後災害その他やむを得ない理由の発生により、当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が確定しないため、又は法第2編第1章第1節第11款第1目(損益通算及び欠損金の通算)の規定その他通算法人に適用される規定(以下2-71までにおいて「通算法人向け規定」という。)による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、確定申告書の提出期限までに確定申告書を提出することができない場合には、法第75条第8項第1号(確定申告書の提出期限の延長)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定に準じて取り扱う。この場合には、確定申告書の提出期限延長の申請書は、当該理由の発生後直ちに提出するものとし、当該申請書の提出があった日から15日以内に承認又は却下がなかったときは、当該申請に係る指定を受けようとする日を税務署長が指定した日としてその承認があったものとする。

#### (申告書の提出期限の延長の再承認)

2-70 確定申告書の提出期限の延長の承認を受けた通算法人が指定された提出期限までに当該通算法人若しくは他の通算法人の決算が確定しないため又は通算法人向け規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため確定申告書を提出できない場合には、当該通算法人に係る通算親法人の申請によりその指定の日を変更することができる。

#### (通則法第11条による提出期限の延長との関係)

2-71 通算法人又は他の通算法人のいずれかについて通則法第11条(災害等による期限の延長)の規定に基づき通則法令第3条第1項又は第2項(災害等による期限の延長)の規定による確定申告書の提出期限の延長がされた場合において、災害その他やむを得ない理由により、当該通算

法人又は他の通算法人のいずれかについて、決算が確定しないため、又は通算法人向け規定による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、確定申告書をその延長された期限までに提出することができないと認められるときは、当該期限を法第 75 条第 8 項第 1 号(確定申告書の提出期限の延長)の規定により読み替えて適用される同条第 2 項の規定による申請書の提出期限として同条(第 5 項を除く。)の規定を適用することができるものとする。この場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うものとし、また、同条第 7 項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後 2 月を経過した日から同項」とあるのは、「国税通則法施行令第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された期限の翌日から第 1 項」と読み替える。

## 第 75 条の 2 (確定申告書の提出期限の延長の特例) 関係

### (特別の事情がある通算法人又は他の通算法人)

2-72 法第 75 条の 2 第 11 項第 1 号(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項に規定する「特別の事情」がある通算法人又は他の通算法人とは、次のような法人をいう。

- (1) 保険業法第 11 条(基準日)の規定の適用がある保険株式会社
- (2) 外国株主との関係で、決算確定までに日数を要する合弁会社
- (3) 会社以外の法人で、当該法人の支部又は加入者である単位協同組合等の数が多いこと、監督官庁の決算承認を要すること等のため、決算確定までに日数を要する全国組織の協同組合連合会等

### (定款の定めにより 2 月間の提出期限の延長を受けることができる通算法人又は他の通算法人)

2-73 法第 75 条の 2 第 11 項第 1 号(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定により法第 74 条第 1 項(確定申告)の規定による申告書の提出期限について 2 月間の延長を受けることができる通算法人又は他の通算法人には、例えば、同じ通算グループ内に次のような定款の定めをしている法人(その事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される法人を除く。)がある通算法人又は他の通算法人がこれに該当する。

- (1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日以後とする旨の定め
- (2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から 3 月以内とする旨の定め

### (4 月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合)

2-74 通算法人又は他の通算法人で、会計監査人を置いているものが、次のような定款の定めをしている場合には、法第 75 条の 2 第 11 項第 1 号(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当する。ただし、事業年度終了の日の翌日から 4 月を経過する日(以下 2-74 において「4 月経過日」という。)までの間に定時株主総会が招集される場合は該当しない。

- (1) 定時株主総会を4月経過日後の一定の期間内に招集する旨の定め
  - (2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日から1月を経過した日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨の定め
- (注) 1 定時株主総会の議決権の基準日を定款に定めていない場合において、定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定款に定めているときは、法第75条の2第11項の規定により読み替えて適用される同条第1項第1号に掲げる場合に該当しないことに留意する。
- 2 同条第11項の規定により読み替えて適用される同条第3項に規定する申請書の提出に当たり、定時株主総会を招集する時期が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できない場合には、定時株主総会の招集時期が確認できる書類を当該申請書に添付する必要があることに留意する。

## 第5章 雑則

### 第152条(連帯納付の責任) 関係

#### (通算離脱法人の連帯納付責任)

- 2-75 通算法人が、法第64条の10第1項(通算制度の取りやめ等)の規定による承認を受け、又は同条第5項若しくは第6項の規定の適用を受けたことにより通算承認の効力を失った場合であっても、当該通算承認の効力を失う日前に終了した他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税(当該通算法人が当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。)については、法第152条第1項(連帯納付の責任)の規定の適用があることに留意する。

#### (連帯納付責任を有する通算法人が清算終了の登記をした場合の納税義務等)

- 2-76 通算法人は、法第152条第1項(連帯納付の責任)の規定により他の通算法人の同項に規定する法人税について連帯納付の責任を有するのであるから、当該通算法人が清算終了の登記をした場合においても、当該通算法人は、当該通算法人及び他の通算法人が当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。

### 第3 租税特別措置法関係

#### 第1章 特別税額控除及び減価償却の特例

##### 第42条の4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係

(通算親法人が合併以外の事由による解散をした場合の通算子法人の適用関係)

3-1 通算親法人が解散(合併による解散を除く。)をした場合における当該通算親法人に係る通算子法人の当該解散の日の属する事業年度については、措置法第42条の4第8項(同条第18項において準用する場合を含む。)(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用はなく、同条第1項若しくは第4項又は第7項の規定の適用があることに留意する。

(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)

3-2 通算法人に係る措置法第42条の4第4項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が中小企業者(同条第19項第7号に規定する中小企業者をいう。)に該当するかどうかの判定(以下3-2において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同条第4項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下3-2において「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況によるものとする。

通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

(試験研究費の額又は特別試験研究費の額を有しない通算法人に係る適用関係)

3-3 通算法人の措置法第42条の4第8項第2号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する適用対象事業年度における同条の規定の適用に当たっては、それぞれ次のことに留意する。

- (1) 当該通算法人に同条第1項に規定する試験研究費の額がない場合であっても、同条第8項第2号に定めるところにより、同条第1項又は第4項の規定の適用がある。
- (2) 当該通算法人に同条第7項に規定する特別試験研究費の額がない場合であっても、同条第18項の規定により読み替えて準用する同条第8項第2号に定めるところにより、同条第7項の規定の適用がある。

##### 第42条の11の3(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)

3-4 通算法人に係る措置法第42条の11の3第1項又は第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が措置法令第27条の11の3第1項第2号(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した

場合の特別償却又は法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(同号に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。以下3-4において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。

- (1) 当該通算法人が措置法第42条の11の3第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は建設をした日
- (2) 当該通算法人が当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日
- (3) 当該通算法人の同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日  
通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

### 第43条の3(被災代替資産等の特別償却)関係

(通算法人に係る中小企業者等であるかどうかの判定の時期)

3-5 通算法人に係る措置法第43条の3第1項(被災代替資産等の特別償却)の規定の適用上、当該通算法人が同項に規定する「中小企業者等」に該当するかどうかの判定(同条第2項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。以下3-5において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。

- (1) 当該通算法人が同条第1項に規定する被災代替資産等の取得又は製作若しくは建設をした日
- (2) 当該通算法人が当該被災代替資産等を事業の用に供した日
- (3) 当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日  
通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

## 第2章 資産の譲渡の場合の課税の特例

### 第65条の6(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)関係

(損金算入限度額の意義)

3-6 措置法第65条の6(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)に規定する5,000万円の限度額は、当該法人及び同条に規定する完全支配関係法人(以下3-6において「完全支配関係法人」という。)を一体とした年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、個々の完全支配関係法人の同条の適用対象となる措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項(収用換地等の場合の所得の特別控除)、第65条の3第1項(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の4第1項(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の

所得の特別控除)、第 65 条の 5 第 1 項(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)又は第 65 条の 5 の 2 第 1 項(特定の長期所有土地等の所得の特別控除)の損金算入限度額の合計額が 5,000 万円を超えない場合であっても、当該法人及びその完全支配関係法人の措置法第 65 条の 6 に規定する調整前損金算入額が 5,000 万円を超えているときには、当該超える部分の金額は同条の規定の適用があることに留意する。

## 第4 共通事項関係

(単体法人にも共通して適用される取扱い)

4-1 2-9 ((優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額))、2-11((売掛金、貸付金に準ずる債権))及び3-6((損金算入限度額の意義))の取扱いは、通算制度を適用しない法人についても適用される。